

### 学校感染症について (お願い)

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、学校保健安全法第19条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため、出席停止の措置をとることができます。平成24年4月学校保健安全法施行規則の一部改正により、学校において予防すべき感染症及び出席停止の基準(下線部分)について下表のとおり、改められました。感染症にかかった場合は主治医の指示に従い、ご家庭でゆっくり休養してください。

出席停止の措置をとる場合は、医師による証明が必要です。別紙(様式I)の「学校感染症治癒証明書」を医師に記入していただき、登校時に担任へ提出してください。

なお、医師の証明は一部の医療機関で文書料が発生することもあります。ご了承ください。

※ 別紙(様式I)は、学校のHPからもダウンロードできます。

#### 学校において特に予防すべき感染症および出席停止の基準

平成24年4月1日「学校保健安全法」改正

	感染症名	出席停止期間	備考
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスでありその血清型がH5N1であるものに限る)	治癒するまで	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法第114号)第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」は第1種の感染症とみなす。

	感染症名	出席停止期間	備考
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1を除く)	<u>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで</u>	飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いものの。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	<u>耳下腺又は顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで</u>	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	感染のおそれなくなるまで	
	<u>髄膜炎菌性髄膜炎</u>	<u>病状により学校医等において感染のおそれないと認めるまで</u>	追加感染症

	感染症名	出席停止期間	備考
第三種	コレラ	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれないと認めるまで。	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの。
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症(例:感染性胃腸炎)		

(様式 I)

主治医様

広島県立竹原高等学校長

学校感染症治癒証明書記入について (お願い)

学校保健安全法第 19 条の規定により、生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と他者への蔓延、流行を防ぐため、出席停止の措置をとることになっています。(但し、症状等により、予防上支障がないと認められる場合は、この限りではありません。)

ご多忙中のところお手数をおかけしますが、下記の「学校感染症治癒証明書」にご記入くださいますようお願いいたします。

----- 切り取り線 -----

学校感染症治癒証明書

広島県立竹原高等学校長様

\_\_\_\_\_ 年 組 氏名 \_\_\_\_\_

病 名	
出席停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記の理由により加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。

令和 年 月 日

医療機関名・医師名 \_\_\_\_\_